

選挙事務従事者募集案内（大学生）

浜松市・区選挙管理委員会では、選挙事務を実際に経験し、選挙への関心を高めていただけるよう、令和7年7月28日任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙の投票所における事務に従事する方を募集します。

ご希望の方は、別紙申込書に記入のうえ、ご応募ください。

従事日時及び事前説明会日程は見込みです。今後、変更となる場合があります。この場合、改めて従事・参加することが可能か連絡させていただきます。

1 選挙事務従事内容

事務の内容	投票用紙の交付、案内整理等の投票所における事務（投票所の設営準備・撤去片付けを含む）について、投票管理者等の指示により行っていただきます。
募集定員	30人程度
従事場所	原則、お住まいの近隣の投票所となります。
従事日時	(1) 投票所の設営準備 <u>令和7年7月19日（土）投票管理者が指定する時間（2時間）（時間は後日決定します。）</u> (2) 選挙事務・投票所の撤去片付け <u>令和7年7月20日（日）</u> <u>午前6時30分から午後9時まで（休憩1時間を含む。）</u> <u>天竜区内の投票所は午後7時まで</u>
事前説明会	<u>令和7年7月2日（水）午後7時から午後8時まで</u> 浜松市役所北館1階101会議室（中央区元城町103番地の2）
報酬	時間額1,040円（所得税源泉徴収あり） 【参考：19,240円 ※天竜区内16,640円】 (1) 報酬は <u>勤務した総時間に応じて支給</u> します。（1時間未満の場合、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てます。） (2) 1日の勤務時間が8時間を超える場合の当該勤務時間に係る時間単価は、100分の25を加算した金額とします。（1,300円） (3) 交通費は支給しません。 (4) 選挙期日後、口座振替で支給します。（申し込みの際、 <u>支払金口座振替依頼書の提出をお願いします。</u> ） (5) 報酬の支給に係る税に関する法定調書（源泉徴収票等）の作成等に必要となる <u>個人番号（マイナンバー）の提供をお願いします。（従事決定後、改めて依頼します。）</u>
身分	選挙事務従事期間中は、浜松市会計年度任用職員となります。
保険	労働者災害補償保険を適用します。
その他	(1) 昼食は各自でご用意ください。 (2) <u>従事時間内（休憩時間を含む。）は、従事場所（投票所）からの外出はできません。</u>

2 応募資格

浜松市内に所在する大学に在学又は浜松市内にお住まいの大学生（短期大学生及び大学院生を含む。）で、次の（１）から（４）の条件をすべて満たす人

- （１）選挙の重要性を認識し、選挙人へ疑念を抱かせることのないよう、身なり・言動に責任を持てる人（誓約書に署名していただきます。）
- （２）選挙期日前日である令和7年7月19日（土）に行う投票所設営準備に来ることができる人
- （３）選挙期日当日である令和7年7月20日（日）午前6時30分までに指定された従事場所（投票区投票所）に来ることができる人
- （４）令和7年7月2日（水）午後7時に開催する事前説明会に来ることができる人

3 応募方法

申込書、誓約書及び支払金口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、学生証とともに次の期間内にお住まいの区（又はお近くの区）の選挙管理委員会へ必ず本人が提出してください。

なお、提出の際に、簡単な面談を行うため、あらかじめご承知おきください。

（１）応募期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月30日（金）まで

ただし、土・日・休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

（各日の時間内に提出が困難である場合は、あらかじめお問い合わせください。）

（２）提出・問合せ先（問い合わせは、提出先以外の選挙管理委員会でも構いません。）

中央区選挙管理委員会			
◆中央区役所内 元城町103番地の2 市役所本館2階	☎457-2525	◆東行政センター内 流通元町20番3号 東行政センター3階	☎424-0204
◆西行政センター内 雄踏一丁目31番1号 西行政センター3階	☎597-1139	◆南行政センター内 江之島町600番地の1 南行政センター3階	☎425-1613
浜名区選挙管理委員会			
◆浜名区役所内 貴布祢3000番地 浜名区役所3階	☎585-1141	◆北行政センター内 細江町気賀305番地 北行政センター2階	☎523-2876
天竜区選挙管理委員会 二俣町二俣481番地 天竜区役所2階	☎922-0011	浜松市選挙管理委員会 元城町103番地の2 市役所北館2階	☎457-2521

4 その他

- （１）提出書類に記載された個人情報については、当該選挙事務従事に関わる事務にのみ使用し、その他での使用は一切いたしません。
- （２）会計年度任用職員として決定した場合は、令和7年6月中旬に通知いたします。
また、内定について、令和7年6月中旬に電話連絡いたします。（選挙事務従事をお願いしない場合は、通知及び電話連絡はしませんのでご承知おき願います。）
- （３）会計年度任用職員として決定後、応募資格を満たさないことが判明した場合は、本決定を取り消すことがあります。
- （４）投票管理者等である市職員から、投票所設営準備の日程確認等に関して電話連絡があるため、あらかじめご承知おきください。
- （５）報酬は、従事した日の翌月20日の支給となります。ただし、その日が、土・日曜日、休日の場合は、直前の平日となります。